

福岡市動植物園における
券売機及びキャッシュレス決済導入にかかる業務
提案競技募集要項

令和 7 年 11 月

福岡市住宅都市みどり局動物園・植物園

1 目的及び趣旨

本市では、行政手続きのオンライン化などのデジタルトランスフォーメーション（DX）の取組みを積極的に進めており、これまでも公共施設での支払いにキャッシュレス決済を導入するなどの取組みを進めてきたところである。

現在、福岡市動植物園では、券売機による交通系 IC カードおよび窓口の QR コードをスマホで読み取る QR コード決済に対応しているが、券売機に使用している交通 IC 用通信 FOMA（3G）の令和 7 年度末の終了に伴う券売機の更新に伴い、来園者の利便性向上を図るため、キャッシュレス決済を拡大するものである。

導入に当たっては、費用だけでなく、運営の実態に即した機能や操作性、保守管理体制、運用面でのサポート体制など、導入から運用支援に係る一連の業務において総合的に優れた提案を募集するため、提案競技募集を実施する。

この要項は、提案競技による選考に必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

（1）業務名

福岡市動植物園における券売機及びキャッシュレス決済導入にかかる業務

（2）業務内容

本事業は、以下の①～③の業務であり、その内容を満たした企画提案書を作成すること。業務内容の詳細は、「仕様書」のとおり。

① キャッシュレス決済対応券売機賃貸借

② キャッシュレス決済対応券売機導入業務委託

※導入業務委託契約は、券売機賃貸借契約の受託事業者と契約の交渉等を行うものとする。
ただし、その契約を保証するものではない。

③ キャッシュレス決済指定納付受託業務

※指定納付受託業務契約は、券売機賃貸借契約の受託事業者又は受託事業者が指名する事業者ごとに契約の交渉を行うものとする。ただし、その契約を保証するものではない。

（3）履行期間

① キャッシュレス決済対応券売機賃貸借

賃貸借期間：令和 8 年 3 月 16 日から令和 13 年 3 月 15 日まで（60 ヶ月）

※本契約は地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約にかかる歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、発注者は、本契約を変更し又は解除することができるものとする。

② キャッシュレス決済対応券売機導入業務委託

※ 契約期間：契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

運用開始日の令和 8 年 3 月 16 日までに、機器の搬入・設置・初期設定及び操作研修を完了すること。

③ キャッシュレス決済指定納付受託業務

※契約期間：令和8年3月16日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

(1) 名称 福岡市動物園

住所 福岡市中央区南公園 1－1

(2) 名称 福岡市植物園

住所 福岡市中央区小笹 5－1－1

(5) 提案限度価格及び提案限度平均手数料率（消費税及び地方消費税を含む。）

提案限度価格及び提案限度平均手数料率は次のとおり区分して算出するものとする。なお、提案限度価格及び提案限度手数料率を超える提案については無効（失格）とする。

①キャッシュレス決済対応券売機賃貸借

令和7年度 272,857 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8～11年度 各年度 6,343,920 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和12年度 6,071,063 円（消費税及び地方消費税を含む。）

合計 31,719,600 円（消費税及び地方消費税を含む。）

②キャッシュレス決済対応券売機導入業務委託

導入業務委託料 2,024,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

③キャッシュレス決済指定納付受託業務

ア 月額利用料等（決済手数料は含まない。）

令和7年度 339,900 円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 平均決済手数料率：3.28%（消費税及び地方消費税は含まない。）以内

※平均決済手数料率とは、各決済ブランドの決済手数料率の平均とする。

3 スケジュール

募集開始	令和7年11月21日（金）
質問書 提出期限	令和7年11月27日（水）正午まで
質問回答	令和7年12月1日（月）
参加申込書 提出期限	令和7年12月4日（木）17時まで
提案書 提出期限	令和7年12月9日（火）17時まで
事業者選定委員会プレゼン	令和7年12月16日（火）予定
事業者決定及び通知	令和7年12月17日（水）
契約締結	令和7年12月18日（木）以降

4 本提案競技の参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければ、この提案競技に参加することができないものとする。

(1) 応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人格を有する団体であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 本社所在地の市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 本社所在地の消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、納税猶予を受けているものは滞納していないとみなす。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

5 提案に関する問い合わせ（質問書提出）

- (1) 提出期限 令和7年11月27日（水）正午まで

- (2) 提出様式 提案競技質問書（様式1）

- (3) 質問書提出先

福岡市住宅都市みどり局一人一花推進部動物園

メールアドレス：fukuokazoo.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

- (4) 提出方法

(3) に示す電子メールのみで受け付ける。

電子メールの表題は、「【令和7年度券売機キャッシュレス決済業務】企画提案に関する質問（事業者名）」とすること。

- (5) 質問に対する回答

回答は、令和7年12月1日（月）17時までには福岡市ホームページ上に掲載する予定。

6 提案競技参加申し込み

上記 4 の参加資格を確認し、下記のとおり申し込みを行うこと。

(1) 提出期限

令和 7 年 12 月 4 日（木）17 時必着。

持参の場合は 10 時から 17 時までの間に提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は特定記録または簡易書留とすること。

なお、役員名簿（様式 2－4）については、書面のほか、電子メールでデータも上記（1）の提出期限までに提出すること。

(3) 提出先

〒810-0037 福岡市中央区南公園 1 番 1 号

住宅都市みどり局一人一花推進部動物園庶務係 担当：田中・福田

持参の場合は、植物園入口手前にある通用門からインターホンにて通知のうえ入園し、動植物園管理事務所 2 階に来所すること。

(4) 提出書類

① 提案競技参加申込書（様式 2）

② 会社概要（パンフレットなど）8 部

③ 以下、ア～キの書類一式。ただし、ア～ウについては、提出日前 3 か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の募集開始日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、ア～キの提出を免除する。

ア 登記事項証明書

注 1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

注 2) 外国企業で日本国内に法人登記を有していない者は提出不要。

イ 市町村税を滞納していないことの証明書

注 1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注 2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近 3 年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

注 3) 外国企業で日本国内に支店等がない者は提出不要。

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

注 1) 本店所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注 2) 証明書の種類は「納税証明書（その 3）」を選択すること（「その 3 の 2」「その 3 の 3」でも可）。

注 3) 外国企業で日本国内に支店等がない者は提出不要。

エ 委任状（様式 2－2）

注 1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式 2-2 により委任状を作成して提出すること。

オ 誓約書（様式 2-3）

注 1) 様式 2-3 に、本店の所在地、商号又は名称、代表者の役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

カ 役員名簿（様式 2-4）

注 1) 様式 2-4 に、代表者及び役員（エの委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注 2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注 3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

キ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

注 1) 直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

7 提案競技書の提出

(1) 期限

令和 7 年 12 月 9 日（火）17 時必着

持参の場合は 10 時から 17 時までの間に提出すること。

(2) 提出方法

持参または郵送。郵送の場合は特定記録または簡易書留とすること。

(3) 提出先

〒810-0037 福岡市中央区南公園 1 番 1 号

住宅都市みどり局一人一花推進部動物園庶務係 担当：田中・福田

持参の場合は、植物園入口手前にある通用門からインターホンにて通知のうえ入園し、動物園管理事務所 2 階に来所すること。

(4) 提出書類（正本 1 部、副本 7 部）

①企画提案書

- ・ A 4 サイズ（日本産業企画）とする。
- ・ 印刷の向きは横とする。
- ・ 長編綴じ（両面印刷）
- ・ 提案書の 1 ページ目は表紙、2 ページ目は目次とし、上限は 20 ページ以内とする。
- ・ フォントの指定はないが、サイズは 11 ポイント以上（図表の文字については除く。）とする。
- ・ 表紙、目次を除き、ページ番号を付すこと。
- ・ 正本表紙には、あて名「（あて先）福岡市住宅都市みどり局一人一花推進部動物園」、表題「福岡市動物園における券売機及びキャッシュレス決済導入にかかる業務提案書」、提

案者名（企業名等）、担当者名、電話番号、メールアドレスを記載すること。

- ・副本の表紙には、表題「福岡市動植物園における券売機及びキャッシュレス決済導入にかかる業務提案書」、事務局が割り当てた企業名（A 社、B 社など）を記載すること。
- ・下記の番号・項目に従い、記載すべき事項に基づいて作成すること。なお、仕様書より良い提案がある場合には、その差異を記載すること。

番号	項目	記載すべき事項
1	実施体制・スケジュール	契約から導入、操作研修、運用開始までの体制及びスケジュールを示すこと。
2	キャッシュレス決済対応券売機賃貸借	・機器の機能・特徴を示すこと。利用者・職員が簡単に操作できること及び誤操作防止や誤操作の取消機能について明記すること。また、機器の点検や締め等について、職員の負担を軽減する機能の詳細を記載すること。 ・券売機の売上の返金処理の流れなど ・保守や運用サポートについて、体制及び内容、また実際の問い合わせ対応、機器故障時・トラブル発生時の対応について、具体的な流れも含め記載すること。（保守対応時間外を含む） ・設置場所の拡大や変更時の対応などについても記載すること。
3	タッチパネルデザイン（券売機）	・ホーム画面、メニュー画面のデザインサンプル ・操作性に優れたメニュー構成の提案 ・その他今回提案するタッチパネルの特徴
4	キャッシュレス決済対応券売機導入業務委託	・契約から導入、操作研修、運用開始までの体制（連絡調整の体制についても記載すること）及びスケジュールを示すこと。 ・職員に対する操作研修の内容（時期・回数等）
5	キャッシュレス決済指定納付受託業務	・各決済ブランドの決済手数料率 ・登録管理費用 ・立替金の入金方法及び入金サイクル ・決済手数料の支払い方法 ※決済手数料率と登録管理費用は別途見積書も提出（様式4）
6	情報セキュリティ	・個人情報や取引情報等の管理体制、個人情報の保護方針などについて記載すること。 ・サービスを安定的に提供するためのシステムの機能について記載すること。 ・提案者やキャッシュレス決済事業者が、安全性等に関する認証等を取得している場合は、その内容について記載すること。
7	独自提案	
8	導入実績	・様式6に記載した実績で導入した券売機、施設の画像など

②見積書（様式４）

（ア）キャッシュレス決済対応券売機賃貸借にかかる経費

- ・令和８年３月１６日から令和１３年３月１５日までの６０ヶ月の総額を見積もること。
- ・仕様書「７．キャッシュレス決済対応券売機賃貸借の業務内容」を確認の上、正確に見積もること。
- ・見積書（様式４）を作成・提出すること。その際、内訳についても作成・提出すること。

（イ）キャッシュレス決済対応券売機導入業務委託にかかる経費

- ・仕様書「８．キャッシュレス決済対応券売機導入業務委託の業務内容」を確認の上、正確に見積もること。
- ・見積書（様式４）を作成・提出すること。その際、内訳についても作成・提出すること。

（ウ）キャッシュレス決済指定納付受託業務にかかる経費

- ・仕様書「９．キャッシュレス決済指定納付受託業務の業務内容」を確認の上、正確に見積もること。
- ・見積書（様式４）を作成・提出すること。その際、内訳についても作成・提出すること。
- ・手数料率（様式５）を作成・提出すること。

８ 参加の辞退

参加申し込み後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式３）を提出すること。

９ 提案書プレゼンテーション

提出された提案書等の評価を行うために設置する選定委員会の委員に対して、提案書を基に説明すること。

（１）実施日

令和７年１２月１６日（火）を予定

※実施時間は別途通知するもの。

（２）場所

福岡市動植物園管理事務所２階会議室

福岡市中央区南公園１番１号

（３）プレゼンテーション（提案説明）

提出された提案書をもとに選定委員に対し説明する。

参加事業者による説明１５分以内、質疑応答１０分程度とする。出席者は３名までとし、本事業を担当する者が説明を行うこと。

ノートパソコンの持ち込みは可とする。（プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。）
ただし、スクリーンは福岡市が準備する。

プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布

は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。

10 評価項目

評価項目書（資料2）のとおり

11 選考

評価項目に基づいて提案内容の評価を行う。委員会での評価結果を踏まえて、本市が最優秀提案者及び次点提案者を選定する。ただし、委員会の評価点が満点の6割に満たない場合は、選定の対象としない。

なお、参加者が1者になった場合でも評価を行い、委員会の評価点が満点の6割以上であれば選定する。

12 選定結果通知

選定結果は最優秀提案者に通知するとともに、令和7年12月17日（水）以降に本市のホームページにおいて公表することにより行う。

13 最優秀提案者との契約について

- （1）本提案競技において、最優秀提案となった提案を基に具体的な実施に係る詳細を協議のうえ契約仕様書を作成し、最優秀提案者を相手方とした随意契約に係る価格協議を実施する。
- （2）最優秀提案者は、契約仕様書作成等について協力すること。
- （3）契約仕様書の作成にあたり、予算その他の実情に応じて、提案内容を一部変更することがある。
- （4）最優秀提案者との契約締結に至らない場合は、次点の提案者と契約交渉を行う。
- （5）「キャッシュレス決済指定納付受託業務」については5回を限度に契約期間を延長できるものとする。（最長令和13年3月15日まで）

14 留意事項

- （1）参加事業者は参加にあたっての提出書類の提出をもって、本募集要項の記載内容に承諾したものとみなす。
- （2）提出できる提案は、1参加者につき1件までとする。
- （3）提案にかかる費用は、参加事業者が負担する。
- （4）提出された提案書等は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- （5）条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選考委員等に対する不正な行為が認められた場合、正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合、公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、失格とすることがある。
- （6）審査結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。

- (7) 提出された提案書は、業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (8) 提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属することとする。
- (9) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (10) 提案書を含む提出物について、情報公開請求があった場合は、福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて、提案書の全部または一部を公開するものとする。
- (11) 提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (12) 本業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付するか、福岡市契約事務規則第24条第3項に規定する担保を提供すること。ただし、同規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (13) 仕様書に記載している事項以外に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は、積極的に提案すること。ただし、実現かつ履行が担保できること。

15 提出先及び連絡先

〒810-0037 福岡市中央区南公園1番1号

住宅都市みどり局一人一花推進部動物園 担当：田中・福田

電話番号 092-531-1960 / FAX 番号 092-531-1996

電子メール：fukuokazoo.HUPB@city.fukuoka.lg.jp